



小児救急医療の 交通費助成を 開始します

休日・夜間に急病やケガ等により小児救急を受診するため、しまなみ海道(西瀬戸自動車道)や定期航路を利用した場合に交通費の一部(通行料、乗船料等)を助成します。※1年度間(4月～3月)において、10回までが助成対象です。島しょ部に居住されている方の経済的な負担を軽減し、安心して子どもの医療を受けられる環境の整備を推進します。

【対象とする小児】

中学3年生以下

(15歳に達する日以後、最初の3月31日まで)
※助成金申請時に尾道市に住民登録があり、因島、細島、生口島、高根島、百島に居住する期間において、小児救急を受診した場合が対象となります。

【対象とする医療機関】

- ・尾道市内の休日当番医(小児科)
 - ・尾道市内の夜間救急
尾道市立夜間救急診療所
尾道市立市民病院
公立みつぎ総合病院
JA尾道総合病院
- ※救急車による搬送の場合は、この限りではありません。

【必要書類】

- ・小児救急医療を受診したことを確認できる書類の写し
(領収書または診療明細書の写し)
- ・交通費(往復分)が確認できる書類の写し(ETC利用明細書または領収書の写し)
- ・振込先口座(保護者名義が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し)

【助成金額】

※交通費助成金は基本的には往復分の申請となります。申請書には、往復分の申請額を記載してください。

※助成決定額は、実際に要した交通費(上限額)とは異なる場合があります。障害者割引等の適用を受けた場合は、実際の支払金額を助成金額とします。

※自家用車が大型車等の車種区分に該当する場合は、普通車の金額を適用します。

移動区間	軽自動車等 (ETC車)	普通車 (ETC車)	軽自動車等 (ETC車)	普通車 (ETC車)	軽自動車 (非ETC車)	普通車 (非ETC車)
	平日片道	平日片道	休日片道	休日片道	現金車	現金車
因島北⇨西瀬戸尾道	580円	690円	370円	470円	790円	940円
因島北⇨向島	440円	510円	290円	370円	570円	730円
生口島北⇨西瀬戸尾道	760円	910円	520円	630円	1,100円	1,360円
生口島北⇨向島	620円	730円	450円	580円	890円	1,150円
百島⇨尾道方面(歌・常石)	定期航路乗船料 (対象小児および保護者1名分、自家用車1台分)					
細島⇨因島(重井西)	定期航路乗船料 (対象小児および保護者1名分、自家用車1台分)					

注意

- 1 高速バスを利用した場合は平日または休日の軽自動車(ETC車)の金額を適用します。この場合、交通費が確認できる書類の提出は必要ありません。
- 2 タクシーを利用した場合は、普通車(ETC車)の金額を適用します。この場合、タクシー料金の領収書の写しを提出してください。
- 3 救急車で搬送された場合は、帰宅時の移動に係る片道分の交通費を助成金対象とします。(入院した場合は、退院日の移動について対象とします。)

【申請方法】

電子申請・窓口申請・郵送申請

【問い合わせ先】

尾道市健康推進課 医療政策係
〒722-0017

尾道市門田町22番5号
尾道市総合福祉センター内
TEL:(0848)24-1961
FAX:(0848)24-1966



申請方法等の詳細は、
尾道市ホームページ
『小児救急医療 交通費助成金』
をご覧ください。